

○草津市議会の定例会の回数に関する条例

昭和31年10月1日

条例第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による定例会の回数は年4回とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和30年9月草津市告示第25号草津市議会定例会定めは、この条例施行と同時に廃止する。